

## 13 地域産業振興・国と地方

### (1) 地域産業振興の促進について

#### 食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用【平成 19 年度措置】

各地方公共団体においては、食品衛生法第 51 条に基づき、条例により、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設の基準を定めることとなっている。

これについては、同法第 52 条に基づく営業許可に係る許可条件となっているが、厚生労働省が示した「営業施設基準の準則」において、知事が公衆衛生上支障がないと認めた事項については「しんしゃく」することが可能であるとされている。

しかし、地方公共団体においては、当該運用が柔軟に機能しているとは言い難い事例がある。

したがって、施設基準については、当該「しんしゃく」の運用について可能である旨、各地方公共団体に再度周知する。( 地域ア a )

また、移動を前提とする店舗に係る営業者が複数の地域にまたがって事業展開を行う場合、それぞれの地方公共団体に営業許可を取得する必要があるが、地方公共団体毎に施設基準や許可申請書式が異なるため、手続きに要する時間的・経済的コスト負担の軽減を求める要望がある。

したがって、複数の地域をまたがる事業展開のコスト負担を軽減するための必要な仕組みを構築することができるよう、各地方公共団体に対して、技術的助言を行う。( 地域ア b )

#### 地域の特徴を活かした特定保健用食品の製造・販売に係る申請手続きの簡素化【逐次実施】

平成 17 年 2 月から、特定保健用食品の審査の迅速化・簡略化に資するため、「健康食品」に係る制度の見直しについて」(厚生労働省医薬食品局長通知)により、既に許可等の件数が多く科学的根拠の蓄積した物について事務局審査のみで許可を行う「特定保健用食品(規格基準型)」が新たに設けられたところであるが、この規格基準の作成を検討するメルクマールとして、「健康食品」に係る制度に関する質疑応答集について(厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知)において、許可件数が 100 件を超えている保健の用途に係る関与成分であること、を満たす関与成分であって、最初の許可等から 6 年以上経過しており、その 6 年間に健康被害が出ておらず、かつ複数の企業が許可等を取得しているものとされているところである。

また、特定保健用食品の許可申請の際の添付資料について、規格基準型の特定保健用食品については、これまでも一部省略を認めることにより、有効性・安全性の確保を図りつつ審査の迅速化やコスト削減に努めているところであるが、今後とも、申請の際に必要なとなる審査書類について、真に必要なものにとどめるよう必要な場合には検証することなどにより、審査の迅速化や申請に係るコスト削減に取り組む。

( 地域ア )

### **ボランティア有償運送の促進について**

過疎化の進行や少子高齢化の進展により、生活交通の確保が大きな課題となり、また、STS（スペシャル・トランスポート・サービス）の需要が急増する中で、今後、特定非営利活動法人等によるボランティア有償運送は、バス、タクシー事業者によるサービスを補完するものとして重要になるものと考えられる。

このような中で、地域の多様なニーズに的確に対応した安全・安心な運送サービスを提供し、活力ある地域社会を実現するため、平成18年10月に道路運送法（昭和26年法律第183号）が改正され、特定非営利活動法人等によるボランティア有償運送の登録制度が創設されたところである。

ボランティア有償運送が法令上の制度として位置づけられたことは一定の前進であるが、一方でボランティア有償運送を実施しようとする者が地方公共団体に運営協議会の設置を申し出ても正当な理由がないのに運営協議会が設置されない、運営協議会の構成員が正当な理由がないのに運営協議会に出席しないなど関係者の制度の理解不足や運営協議会の設置・運営をめぐる混乱などが指摘されており、今後はこれらの問題に対処しつつ、ボランティア有償運送を制度として定着させていくことが求められる。

したがって、ボランティア有償運送のより一層の促進を図るという観点から、以下の具体的施策を講ずる。

### **ア 施行状況のフォローアップの実施【平成19年度中に措置】**

改正後の道路運送法（以下「改正法」という。）施行後のボランティア有償運送の実態を把握し、制度の適切な運営を図るため、関係機関と連携して改正法の施行状況のフォローアップを行う。（ 地域ア a ）

### **イ ガイドブックの作成等を通じた制度の理解促進【平成19年度中に措置】**

改正法の施行状況のフォローアップの結果等も踏まえつつ、登録等を要しない運送の態様や運営協議会における議事手続の明確化、運営協議会の運営における透明性の向上など、わかりやすさに配慮した新たなガイドブックの作成や説明会

への参加などを通じて、改正法の趣旨や制度内容の周知を図る。( 地域ア b )

#### **ウ 相談窓口の明確化と問題解決に向けた関係者への働きかけ【平成 19 年度中に措置】**

地方運輸局等においてボランティア有償運送を実施しようとする者や地方公共団体などからの問合せに答える相談窓口を明確化し、当該相談窓口においてボランティア有償運送をめぐる相談者からの相談に応じるとともに、必要に応じ問題の具体的解決に向けた関係者への働きかけ等を行う。( 地域ア c )

#### **エ 相談事案等のホームページ上での公表を通じた情報提供【平成 20 年度中に措置】**

ボランティア有償運送をめぐる問題を収集し、同種の問題を抱える者の参考にするため、相談窓口に寄せられた相談事案、問題解決に至るプロセス等を相談者等のプライバシーに配慮しつつホームページ上で公表することを通じボランティア有償運送に関する情報を幅広く関係者に提供すべく必要な措置を講ずる。( 地域ア d )

#### **地域活性化に資する屋外広告物の道路占用について【平成 19 年度措置】**

中心市街地活性化協議会、商店街組織、特定非営利活動法人等の官民協働または民間のまちづくり団体において、地域資源の保存・活用の他、防犯対策、子育て支援等の多様な住民ニーズに応えようとする取組が増加している。

しかしながら、こうした団体の活動資金は、一般的に国や地方公共団体からの補助金に依存していることが多く、必要な人材を確保し、機動的かつ持続的な活動を支え得る安定的な自主財源を有していない場合が多い。

まちづくり団体が自主財源を確保する手段の一つとして、屋外広告による広告収入が有効と考えられるが、屋外広告物の道路占用について、道路管理者が「道路は公共のものであり特定の者の利益になるような使用は認められない」との理由でこれを不許可とする例が多い。

したがって、道路空間を有効活用することを通じた民間の自主的な地域活性化への取組を促進すべく、まちづくり団体が広告収入を街路灯や沿道の植栽の整備、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために使用する場合における屋外広告物の占用について、道路管理者が道路占用の許可を適切に判断できるよう、道路交通の安全を確保しつつ、必要に応じてまちづくり団体や地方公共団体等の意見、要望等を把握した上で、占用主体、占用場所、占用物件の構造などの占用許可基準を定め、周知する。( 地域ア )

## (2) 企業立地の促進について

### 工場立地の規制等について

工場立地法（昭和34年法律第24号）による工場の敷地、緑地及び環境施設に関する規制は、工業地帯を中心として公害問題が深刻化し、工場立地に係る周辺住民の不安が増大していた状況の中で、工場と周辺の生活環境との調和を保つための措置として、昭和48年に導入された。

その後、平成9年の一部改正においては、国が全国的な観点から定めた準則に代えて、都道府県及び政令市が、国が定める一定の範囲内で、緑地及び環境施設の面積率に関し、各地域の実情に即した準則（「地域準則」）を条例で定めることを可能とする権限委譲が行われた。

さらに今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年法律第40号）において、特に要望が強かった緑地面積率規制に関し、一定の要件を満たす市町村への権限委譲が措置されたところである。

今後は、同法を取り巻く状況変化を踏まえた上で、更なる措置を講ずる。

### ア 地域ブロック連絡会の整備等

今般の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の立案に伴って、中央省庁横断的な連絡会を立ち上げるなど体制整備を構築したところであるが、迅速な企業立地を促進する観点から、中央のみならず各地域ブロックにおいても横断的な連絡会を立ち上げる。**【平成19年度措置】**

（地域ア a）

併せて、地域ブロック連絡会の設置状況や地方公共団体の取組事例等について、公表する。**【平成20年度以降逐次実施】**（地域ア b）

### イ 企業立地に当たっての事務処理の迅速化【逐次検討・結論・実施】

企業が新たに工場を設置する際には、多数の許可・認可等が必要となる。経済のグローバル化が進展し、企業が国境を越えて最適地生産を行う時代となったこともあり、これら多数の許認可手続等に関するワンストップで迅速な処理が、我が国の企業立地に係る競争力を高める上でも求められている。

したがって、企業立地に係る専門家の活用を進めつつ、関係省庁の連携の下、事業者の具体的なニーズに基づき不断の取組を行う。（地域ア c）

### ウ 工場立地の規制について【平成 19 年度検討、早期に結論】

今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の施行状況の評価を行うとともに、産業立地政策全体の中で、適宜、工場立地法における生産施設面積率基準、緑地の定義の範囲等について、制度改善の検討を行い、早期に結論を得ることを目指す。( 地域ア d )

### 農地法等に基づく処理の迅速化【平成 19 年度中に措置】

アジア諸国も含めたグローバルな企業誘致競争が続くなか、地方公共団体は企業ニーズに柔軟に対応した工場立地施策が求められている。

平地において広大な工業用地を確保するためには農地の転用を伴うこともあり、その場合、農地転用の許可を要することとなる。企業立地に係る農地転用についても、農業生産への影響という観点からの検討が必要であるが、一方で、農村地域の活性化の観点からは迅速な企業立地の促進というニーズにも適切に対応することが必要である。

したがって、優良農地の確保に配慮しつつ、今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく工業用地のための農林水産大臣許可事案の農地転用については、基本計画への同意後改めて事前審査を課さないことにより、審査期間を短縮する等、農地法等に基づく処理の迅速化に取り組むべく必要な措置を講ずる。( 地域ア )

## ( 3 ) 国の過剰関与の問題について

**全国一律の基準であり地域の実情に応じた施策を阻害している規制(自治事務に対する国の過剰関与)**

### ア 公営住宅家賃の決定について【平成 18 年度検討、平成 19 年度までに結論・措置】

公営住宅の家賃については、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという公営住宅の趣旨から、国が公営住宅法施行令等により「応能応益家賃制度」として家賃の算定方法を定め、それらに基づき事業主体である地方公共団体が定めているが、より地域の実情に応じた家賃決定が可能となるよう裁量を拡大して欲しいとの要望がある。

このため、公営住宅の家賃の算定方法に関し、地方公共団体の家賃決定、特に応益部分(家賃算定基礎額以外の部分)についての地方公共団体の裁量の範囲を

拡大する方策を検討する。( 地域イ )

#### **イ 防除作業における国の関与について【平成19年度までに措置】**

農林水産大臣による適時適切な駆除命令の発動を確保するために、高度公益機能森林の区域の指定又は変更の際には、協議における大臣の同意が必要とされているが、都道府県による防除が迅速に実施されることも極めて重要である。平成16年12月に事務処理に要する期間は30日から15日に短縮されたところであるが、可能な限り事務処理の効率化を進める必要がある。

したがって、都道府県の事務を一層効率的に進めるために、同意を要する理由及び基準について都道府県に周知徹底するとともに、事前の連絡・調整を綿密に行い、実質的な期間の短縮など事務処理の効率化に向けた取組を行う。( 地域イ )

#### **技術的助言でありながら不利益を被る規制、地方分権一括法以前の通知・通達**

#### **ア 農業近代化のための資金融資について【平成19年度中に措置】**

平成17年4月1日施行の「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律」(平成17年法律第16号)によって、農業近代化資金助成法の一部が改正され、都道府県が行う利子補給に係る政府の助成の規定が削除され、地方公共団体に税源移譲がなされた。その際、従来の「農業近代化資金融通措置要綱」に代わるものとして「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)が出されたが、この中の、第2-6-(2)「認定農業者等に係る貸付利率の特例」の項目において、「(財)農林水産長期金融協会に対して利子助成金の交付申請を行う際には、本ガイドライン第2の貸付条件に則したものであることが明示された都道府県の利子補給承認通知書(写)を提出するものとする」という表現があるなど、本ガイドラインに準拠しないと特例が受けられないとの誤解を与える恐れのある表現が見受けられる。

したがって、本ガイドラインの冒頭にもある「都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るため」という趣旨の下、適正な表現に改め、周知徹底を図る。( 地域イ )

#### **国と地方に権限が分かれている規制**

#### **ア 商工会議所の定款変更について【平成19年度中に措置】**

商工会議所の定款変更については、変更する項目によって国と都道府県に認可権限が分かれている。

こうした現行の制度について、道州制特区法を踏まえつつ、商工会議所法の許可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成 19 年度中を目途に調査をし、必要に応じ所要の見直しをする。( 地域イ )

#### ( 4 ) 地方ごとに異なる規制の問題について

##### **地方公金納入書の規格・様式について【逐次実施】**

地方税など地方団体の徴収金の収納については、各地方団体において、収納代理金融機関の指定の拡大や口座振替納税の推進などに加え、コンビニエンスストア等への収納事務委託の導入、クレジットカードを活用した収納方法の検討が行われ、また、金融機関等が構築しているマルチペイメントネットワーク(MPN)を活用した収納方法についても、指定金融機関や収納代理金融機関等が提供するインターネットバンキングのサービスを利用した電子納付が可能となることや、金融機関や郵便局の現金自動預払機(ATM)で現金やキャッシュカードによる納付が可能となるなど、収納方法の拡大や納税者等の利便性の向上が図られてきている。

しかしながら、納入書の規格・様式については、統一規格・様式が制定されておらず、各団体が任意に様式を定めているため、収納代理金融機関等における事務負担を結果として増やすこととなっているほか、今後、電子収納の利用率向上の実現を図るにあたって、そのための環境整備としても、個々の地方団体における事情にも配慮しながら、早期に納入書の規格・様式の統一を行うことが有効であると考えられる。

したがって、納入書の規格・様式については、総務省において、民間からの要望を踏まえ、地方団体宛てに様式例を提示すること等を通じて、各団体がシステムの更新や改修の機会に様式統一化へ向けた変更を行っておくこと等について留意させる等の取組を引き続き進めることなどにより、その早期統一の実現へ向けた努力を継続する。( 地域ウ )

##### **原動機付自転車に係る軽自動車税の納付におけるマルチペイメントネットワークの活用【逐次実施】**

自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税の納付等)のワンストップサービス化については、平成 16 年度に試験運用が開始され、17 年

度には一部システムが稼働、今年度はシステムの対象範囲拡大に向けて検討する旨、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）で定められているところである。

一方で原動機付自転車に関しては、自動車・軽自動車と同じく、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）地方税法（昭和25年法律第226号）自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）等の対象とされながら、市区町村が原動機付自転車の所有者に義務付けている申告等は軽自動車税の賦課徴収のみであるとして、ワンストップサービスシステム（OSS）の対象範囲に含まれない現状にある。

したがって、自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステムにおいて決済基盤として利用されているマルチペイメントネットワークについては、市区町村が接続することにより公金の納付に活用することが可能であることに着目し、原動機付自転車の所有者等の利便性を図る観点から、毎年度賦課徴収される軽自動車税（1,000円～2,500円）について、電子的に納付することが可能となるよう、市区町村におけるマルチペイメントネットワークの活用を推進する。（地域ウ）

#### **公共工事指名願いに関する諸手続き等の統一について【逐次実施】**

公共工事における指名競争入札において、入札参加を希望する企業は事前に地方公共団体の資格審査を受ける必要があるが、その際に提出する参加資格申請書については、その記載様式・参加条件等の記載内容が地方公共団体ごとに異なるため、入札参加企業は逐一その内容につき調査・確認する必要がある。また電子申請についてもそれぞれの地方公共団体が独自の形式をとっているため、入札参加企業はその都度、申請作業内容を変更する必要が発生し、大きな負担となっている。

したがって、現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負担低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。（地域ウ）

#### **医療装置搭載車に関する医療法上の許可について【平成19年度検討・結論】**

病院、患者を入院させるための施設を有する診療所または入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事等の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、使用してはならないこととされている。ただし、「医療法第27条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（健政発第707号、厚生省健康政策局長通知）に基づき、使用前検査及び許可については、軽微な変更等の場合に限り、申請者による自主検査が認められているところである。

しかし、医療法（昭和23年法律第205号）第27条の規定については、固定式の

構造設備を前提としているものであり、CT 搭載車等移動式の医療装置は想定されていないものと思われる。

したがって、各都道府県等の自治事務であることに配慮をしつつも、医療装置搭載車の活用が地域において進められているという実態を踏まえ、医療法上の許可のあり方について検討する。( 地域ウ )

### **飲食店営業許可申請書の様式統一と事務処理の標準化【平成 19 年度中に措置】**

平成 7 年 9 月「営業許可の申請書等について」(衛食第 176 号・衛乳第 186 号・衛化第 115 号)において、飲食店営業等食品衛生法に基づく営業許可申請書類の全国的標準化・簡素化を図る観点から、許可申請書の標準的な様式を定めた通知が出されている。さらに、平成 16 年 3 月「営業許可の申請書等について」(食安監発第 0331004 号)において、各都道府県等に対する技術的援助として、申請書等の標準的な様式について周知が図られたところである。

しかしながら、現在も営業許可申請書の記載様式は地方公共団体ごとに異なっているところが見られ、特に全国展開する企業にとって事務効率化の阻害要因となっている。また、申請書の提出に当たっては、Eメールや郵送での対応が認められていない自治体もあり、事業者等にとって大きな負担となっている。

したがって、地方公共団体の自治事務であることに配慮をしつつも、営業許可申請書については、過去の通知等を踏まえた地方公共団体における許可受付事務の実情を把握した上で、改めて手続きの利便性を向上させる観点から、標準的な様式の周知徹底を図るとともに、Eメール及び郵送での対応を促すべく、必要な措置を講ずる。( 地域ウ )

### **指定業者登録様式の統一化【逐次実施】**

地方公共団体が発注する物品納入、役務提供等の指名競争入札に参加するためには、入札参加を希望する企業は地方公共団体に申請をする必要がある。その際に提出する指定業者登録様式は地方公共団体ごとに異なっており、入札参加希望企業はその都度申請書を作成する必要があり、大きな負担となっている。

したがって、現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負担低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。( 地域ウ )